

労災保険

義肢等補装具 支給制度について

平成17年3月

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

はじめに

労災保険制度では、業務災害又は通勤災害により傷病を被った方で四肢喪失又は機能障害等の障害が残った方に社会復帰していただくことを目的に、労働福祉事業として義肢等の支給を行っています。

支給される義肢等は、義肢、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工喉頭、車いす、電動車いす、歩行車、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえ、かつら、浣腸器付排便剤、褥瘡予防用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車いす・電動車いす用）、ギャッチベッドの22種目であり、それぞれの種目ごとに耐用年数が定められています。

また、き損した場合には一部の種目を除いて修理基準の範囲内で修理を受けることができます。

なお、支給種目のうち、義肢、上肢・下肢装具等については、製作に当たって、義肢採型指導医による採型指導を受けることとなります。この採型指導は都道府県労働局長が指定した医療機関のうち申請された方の希望する医療機関で受けることができます。

また、義肢、装具等の採型又は装着等のために旅行した場合については、鉄道賃等の運賃等が支給されます。

このパンフレットでは、義肢等の支給の基準、支給の範囲をはじめとして、必要な手続き等について紹介しています。

なお、詳細については、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

1 義 肢

(1) 支給対象者

- ① 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失し、当該障害に関し、労災保険法による障害（補償）給付（以下「障害（補償）給付」といいます。）の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失し、当該傷病について、労災指定医療機関等で療養し、労災保険法による療養（補償）給付（以下「療養（補償）給付」といいます。）を受けている方で、当該傷病が治ゆした後、障害（補償）給付を受けると見込まれる方
- ③ 既に装着していた義肢（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方
- ④ 労働福祉事業として支給された義肢で、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、③で支給された義肢の直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……0.5～5年

(2) 支給の範囲

支給される義肢は、1障害部位につき2本（型式の同一、相異は問いません。）です。
ただし、
(1)の③に該当する方については、き損した義肢1本につき1本
(1)の④に該当する方については、耐用年数を超えたもの1本につき1本
(骨格構造（モジュラー）義肢は、耐用年数を超えた部品1個につき部品1個)

2 上肢装具及び下肢装具

(1) 支給対象者

- ① 上肢又は下肢の機能に障害を残し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷害が治ゆした方に限ります。）
- ② 既に装着していた上肢装具又は下肢装具（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方
- ③ 労働福祉事業として支給された上肢装具又は下肢装具で、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された上肢装具又は下肢装具の直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……1～3年

(2) 支給の範囲

支給される上肢装具又は下肢装具は、
(1)の①に該当する方については、1障害部位につき2本
(1)の②に該当する方については、き損した上肢装具又は下肢装具1本につき1本
(1)の③に該当する方については、耐用年数を超えたもの1本につき1本

3 体幹装具

(1) 支給対象者

- ① せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残し、当該障害に関し、障害等級第8級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けと見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された体幹装具で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……1～3年

(2) 支給の範囲

支給される体幹装具は、1人につき、1個です。

4 座位保持装置

(1) 支給対象者

- ① 四肢又は体幹に著しい障害を残し、当該障害に関し、障害等級第1級の障害（補償）給付の決定を受けた方又は受けと見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）であって、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあると認められる方
- ② 労働福祉事業として支給された座位保持装置で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……3年

(2) 支給の範囲

支給される座位保持装置は、1人につき、1台です。

5 盲人安全つえ

(1) 支給対象者

- ① 両眼に視力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けと見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 既に使用していた盲人安全つえ（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、使用不能となったものを有している方
- ③ 労働福祉事業として支給された盲人安全つえで、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された盲人安全つえの直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……2～5年

(2) 支給の範囲

支給される盲人安全つえは、1人につき、1本です。

6 義眼（コンタクト義眼を含む）

(1) 支給対象者

- ① 1眼又は両眼を失明し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 既に装嵌していた義眼（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、使用不能となったものを有している方
- ③ 労働福祉事業として支給された義眼で、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された義眼の直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）

耐用年数……2年

(2) 支給の範囲

支給される義眼は、失明した1眼につき、1個です。

7 眼鏡（コンタクトレンズを含む）

(1) 支給対象者

- ① 1眼又は両眼に視力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第13級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された眼鏡で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……4年

(2) 支給の範囲

支給される眼鏡は、1障害につき、1個です。

8 点字器

(1) 支給対象者

- ① 両眼に視力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された点字器で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……5、7年

(2) 支給の範囲

支給される点字器は、1人につき、1台です。

9 補聴器

(1) 支給対象者

- ① 1耳又は両耳に聴力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第11級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けと見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された補聴器で、耐用年数を超えたもの有している方
耐用年数……5年

(2) 支給の範囲

支給される補聴器は、1障害につき、1器です。
(支給個数は両耳の障害であっても、1人につき1器です。)

10 人工喉頭

(1) 支給対象者

- ① 言語機能を廃し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けと見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された人工喉頭で、耐用年数を超えたもの有している方
耐用年数……4、5年

(2) 支給の範囲

支給される人工喉頭は、1障害につき、1個です。

11 車いす

(1) 支給対象者

- ① 両下肢の全廢又は喪失に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けと見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）であって、義足及び下肢装具の使用が不可能である方
- ② 両下肢の全廢又は喪失に関し、療養（補償）給付を受けている方で、傷病が治ゆした後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかに認められる方
- ③ 両下肢の全廢又は喪失に関し、労災保険法による傷病（補償）年金（以下「傷病（補償）年金」といいます。）の支給決定を受けた方であって、義足及び下肢装具の使用が不可能である方
- ④ 既に使用していた車いす（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方
- ⑤ 労働福祉事業として支給された車いすで、耐用年数を超えたもの有している方（ただし、④で支給された車いすの直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……5、6年

(2) 支給の範囲

支給される車いすは、1人につき、1台です。

12 電動車いす

(1) 支給対象者

- ① 両下肢及び両上肢に著しい障害を残し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）で、車いすの使用が著しく困難であると認められる方
- ② 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療養（補償）給付を受けている方で、傷病が治ゆした後においても車いすの使用が不可能であることが明らかに認められる方
- ③ 労働福祉事業として支給された電動車いすで、耐用年数を超えたものを有している方

耐用年数……6年

(2) 支給の範囲

支給される電動車いすは、1人につき、1台です。

13 歩行車

(1) 支給対象者

- ① 高度の失調又は平衡機能障害を残し、当該障害に関し、障害等級第3級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された歩行車で、耐用年数を超えたものを有している方

耐用年数……5年

(2) 支給の範囲

支給される歩行車は、1人につき、1台です。

14 収尿器

(1) 支給対象者

- ① せき臓損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴う方又は尿路変更を行った方で、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された収尿器で、耐用年数を超えたものを有している方

耐用年数……1年

(2) 支給の範囲

支給される収尿器は、1人につき、2器です。ただし、人工膀胱用簡易型については、決められた価格の範囲内で事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」といいます。）が必要と認めた数が支給されます。

15 ストマ用装具

(1) 支給対象者

業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により直腸を摘出した方で、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）

(2) 支給の範囲

支給されるストマ用装具の数は、決められた価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数です。

16 歩行補助つえ

(1) 支給対象者

① 下肢の全部又は一部を喪失し、又は下肢の機能に障害を残し、当該障害に関し、障害等級第7級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）で、義足又は下肢装具の使用が可能である方

② 既に使用していた歩行補助つえ（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方

③ 労働福祉事業として支給された歩行補助つえで、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された歩行補助つえの直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）

耐用年数……2～4年

(2) 支給の範囲

支給される歩行補助つえは、1人につき、1本です。ただし、両下肢に障害のある場合には、必要に応じ2本支給されます。

17 かつら

(1) 支給対象者

① 頭部に著しい醜状を残し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）

② 労働福祉事業として支給されたかつらをき損した方（故意にき損した方を除きます。）

(2) 支給の範囲

支給されるかつらは、1人につき、1個です。

18 浣腸器付排便剤

(1) 支給対象者

浣腸器付排便剤は、せき臓損傷者のうち、障害等級第3級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）で、腸管障害のある方に支給されます。

(2) 支給の範囲

支給される浣腸器付排便剤は、1人につき、3日に1個の割合です。

支給に当たっては、3日に1個の割合で算出した60本（6か月分）をまとめて受けすることができます。

19 褥瘡予防用敷ふとん

(1) 支給対象者

褥瘡予防用敷ふとんは、傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けているせき臓損傷者のうち、常時介護に係る介護（補償）給付を受けている方に支給されます。

(2) 支給の範囲

支給される褥瘡予防用敷ふとんは、1人につき、1枚です。

20 介助用リフター

(1) 支給対象者

介助用リフター（以下「リフター」といいます。）は、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、③から⑥のすべての要件に該当する方に支給されます。

① 傷病（補償）年金の支給決定を受けた方のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当する方又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる方であり、自宅療養者又は支給申請の日から3か月以内に退院し、自宅で療養すると見込まれる入院療養者

② 障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当する方又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる方

③ 車いす又は義肢の使用が不可能である方

④ 当該対象者の症状並びにリフターの性能及び操作方法を理解し、リフターを安全に使用できる介護人がいる方

⑤ 当該対象者の家屋の構造が、リフターの円滑な移動に適するものであること

⑥ 労働福祉事業として支給されたリフターで、耐用年数を超えたものを有している方（新規支給の場合を除きます。）

耐用年数……5年

(2) 支給の範囲

支給されるリフターは、1人につき、1台です。

21 フローテーションパッド（車いす・電動車いす用）

(1) 支給対象者

- ① 労働福祉事業として支給された車いす又は電動車いすを使用する方のうち、褥瘡がでん部又は大腿部に発生するおそれがあり、かつ、担当医がフローテーションパッド（車いす・電動車いす用）の使用を必要と認めた方
- ② 労働福祉事業として支給されたフローテーションパッド（車いす・電動車いす用）で、耐用年数を超えたものを有している方（労働福祉事業として支給された車いす又は電動車いすを使用している方に限ります。）
耐用年数……3、4年

(2) 支給の範囲

支給されるフローテーションパッド（車いす・電動車いす用）は、1人につき、1枚です。

22 ギャッチベッド

(1) 支給対象者

ギャッチベッドは、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、③の要件に該当する方に支給されます。

- ① 傷病（補償）年金の支給決定を受けた方のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当する方又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる方であって、自宅療養者又は支給申請の日から3か月以内に退院し、自宅で療養すると見込まれる入院療養者
- ② 障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当する方又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる方
- ③ 車いす又は義肢の使用が不可能である方

(2) 支給の範囲

支給されるギャッチベッドは、1人につき、1台です。

II

特に必要と認められる場合の併給

- ① 車いすの支給対象者には、特に必要と認められる場合には、義肢、下肢装具及び歩行補助つえが支給される場合もあります。
- ② 電動車いすの支給対象者には、特に必要と認められる場合には、義肢、下肢装具、歩行補助つえ及び車いすが支給される場合もあります。
- ③ ギャッチベッドの支給対象者には、特に必要と認められる場合には、車いすが支給される場合もあります。

III

修理基準

1 修理の要件

労働福祉事業として支給された義肢、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、眼鏡、補聴器、人工喉頭、車いす、電動車いす、歩行車、収尿器、歩行補助つえ、介助用リフター及びフローテーションパッド（車いす・電動車いす用）が、通常の使用状態（本人の故意によらない事故によりき損した場合を含みます。）で修理が必要になったときは、厚生労働省労働基準局長が定める修理基準の範囲内で修理受けることができます。

2 修理の範囲

修理は、修理を要する義肢等の本来の機能を復元するための一切の修理とし、回数に制限はありません。

IV

支給及び修理の手続

義肢等の支給又は修理を受けようとする方（以下「申請者」といいます。）は、義肢等支給 修理申請書（様式第6号）を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄局長に提出してください。

なお、リフターの支給申請には、申請書に介護人等の状況報告書を添付してください。

申請後、所轄局長から承認を受けた方で、義肢、上肢装具及び下肢装具、体幹装具又は座位保持装置（以下「義肢又は装具等」といいます。）の申請者は、義肢採型指導医に承認書を提示して採型指導を受けることとなります。

その後の手続きは、所轄局、義肢採型指導医及び義肢又は装具等製作者の間で行われ、必要な手続きが済みしだい所轄局の検収を受けた後、義肢又は装具等の支給を受けることになります。

V

旅費の支給

義肢、装具、かつらの採型又は装着のために旅行する場合及び義眼装嵌のために旅行する場合には、旅費が支給されます。支給される旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費の計算によるものとし、鉄道賃及び船賃の場合は普通旅客運賃の実費が支給され、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50km以上のものには急行料金が支給され、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100km以上のものには特別急行料金が支給されます。また、車賃の場合は、1kmにつき37円で計算した額、また、地理的事情から宿泊しなければならない必要が認められる場合には宿泊料として1夜につき8,700円の範囲内で実費額が支給されます（日当は支給されません。）。

労働者災害補償保険
義肢等修理申請書

労働局長殿

私は、 の支給を受けたいので、申請に必要な事項を記載の上、申請します。

平成 年 月 日

(元)

住 所

申請者の電話番号

氏 名

印

生年月日 年 月 日 生

(記名押印又は署名)

1 労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

3 傷病名 障害部位

4 障害等級第 級 第 号

6 支給を受けたい義肢・装具は計 本 (前回受給 用義肢・装具 () 本 用義肢・装具 () 本です。

7 修理を受けたい 義肢・装具の種類は 用義肢・装具 () 本で修理箇所は です。
座位保持装置、眼鏡、車いす、補聴器、人工喉頭、尿器、歩行車、歩行補助つえ、介助用リフター、フローテーションパッド(車いす・電動車いす用)、電動車いすの交換箇所は です。

8 支給を受けたいのは座位保持装置、義眼、眼鏡、車いす、電動車いす、補聴器、人工喉頭、かつら、尿器、ストマ用装具、浣腸器付排便器、褥瘡予防用敷ふとん、歩行車、介助用リフター、フローテーションパッド(車いす・電動車いす用)、点字器、盲人安全つえ、歩行補助つえ、ギャッチベッド 個(前回受給 年 月 日)です。

9 採型指導をうけたい病院、診療所名

10 指定したい業者名 電話番号

住所(元)

(注意)

- 業務上の事由又は通勤により義肢等をき損したため申請する場合は、上記「2」から「5」までの事項は記入しないで裏面の「義肢等き損現認証明欄」に事業主の証明をうけること。
- 介助用リフターの支給申請をする場合は、介護人等の状況報告書を添付すること。

保険給付 記録票照合欄		局処理欄		
申請書記載事項 1~5と照合のこと。		本件承認してよろしいか。 局長 部長 課長 補佐 係長	交付年月日	承認書契印
署名	照合 責任者印		年月日	
			承認番号	
			No.	

支給(修理)物品 の概要	種目	個数	単価	金額	原票 記入者印

義肢等の毀損状況等に関する証明

- ① 義肢等毀損年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ② 職種 _____
③ 毀損義肢等の種目 _____ ④ 毀損部位 _____
⑤ 毀損の原因及び発生状況 _____

上記のとおり証明します。

()

住所 _____

事業主

氏名 _____ 印

(記名押印又は署名)

記事欄

介護人等の状況報告書

1. 介護人の状況について

(1) 氏名

(2) 性別 男 女

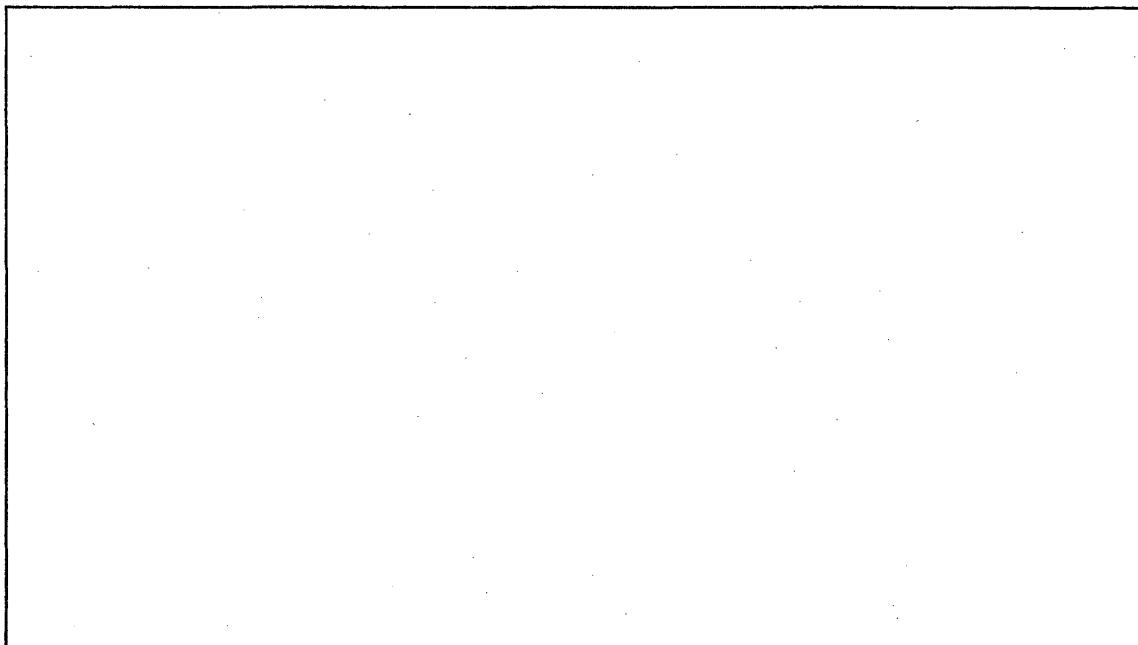
(3) 年齢

(4) 申請者との続柄

(注) (2)は該当するものを○で囲んで下さい。

2. 家屋構造について

家屋の間取図（平面図）



- (注) 1. 各部屋の広さ、廊下の幅及び段差（部屋と部屋、部屋と廊下等）の数値を記入して下さい。
2. 床面の種類（畳、畳の上にじゅうたん等を敷いたもの、板、コンクリート、板又はコンクリートの上にじゅうたん等を敷いたもの、その他）を具体的に書いて下さい。

労働者災害補償保険

証 明 書

承 認 番 号		
労 働 者	住 所	
	氏 名	
義肢・装具の 製作	種 目、個 数	
	年 月 日	年 月 日
製 作 業 者	住 所	
	氏 名	

当院の採型指導により製作された上記義肢・装具は、本人に最も適合していることを証明します。

平成 年 月 日

(〒)

住 所

採型指導医

氏 名

印

(記名押印又は署名)